

(公印省略)
加総財第242号
令和6年9月2日

加西市議会議長 丸岡弘満様

加西市長 高橋晴彦

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見(別添)を付けて報告します。

記

1 健全化判断比率

(単位：%)

	令和5年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.04	20.00	
②連結実質赤字比率	—	18.04	30.00	
③実質公債費比率	10.1	25.0	35.0	
④将来負担比率	—	350.0		

(備考)

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和5年度 決 算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
病院事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
産業団地整備特別会計	—	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「—」と記載する。

加監第 37 号

令和 6年 8月 14日

加西市長 高橋 晴彦 様

加西市監査委員 高井 芳朗

加西市監査委員 中村 治

令和 5年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を加西市監査基準（平成 31 年加西市監査告示第 2 号）に基づき審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和5年度健全化判断比率等に係る審査意見書

財政健全化法は、市の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための健全化判断比率と、公営企業会計の資金不足比率を定めている。

一 審査の対象

令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

二 審査の実施期間

令和6年7月16日から令和6年8月9日まで

三 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

四 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、その指標は、財政再生基準はもとより、早期健全化基準を大きく下回っており、本市の財政運営の健全性を示している。

1 審査意見

当年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な財政状況にあると言える。将来負担比率は、前年度に引き続きマイナスを維持しており、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っている。

しかしながら、将来の人口減少、高齢化に伴い社会保障関係費の増加に加え、老朽化に伴うインフラ改修や学校施設の統廃合、新病院等の大型施設建設等による支出が見込まれることから、今後も事業の更なる合理化・効率化を図るとともに住民ニーズに応じた事業の適正規模、運営コストを十分検討のうえ、中長期的視点に立って引き続き健全で安定した財政運営を継続できるよう努められたい。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位：％)

		令和5年度 決 算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		－（黒字）	13.04	20.0
連結実質赤字比率		－（黒字）	18.04	30.0
実質公債費比率		10.1	25.0	35.0
将来負担比率		－	350.0	
資金不足 比率	水道事業会計	－	20.0	
	病院事業会計	－	20.0	
	下水道事業会計	－	20.0	
	産業団地整備事業特別会計	－	20.0	

(注) 健全化判断比率において実質赤字または連結実質赤字がない場合、資金不足比率において資金不足がない場合は、「令和5年度決算」欄に「－」（黒字）を記載している。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次のとおり、一般会計等の赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。

実質収支額は前年度に引き続き黒字となっており、実質赤字比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：一般会計及び特別会計のうちの公園墓地整備事業特別会計

実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

標準財政規模：一般財源の標準的な大きさを示す指標、121億6,217万円

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次のとおり、病院や上下水道等、公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

連結実質収支額は前年度に引き続き黒字となっており、連結実質赤字比率は発生していない。

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：①・②の合計額が、③・④の合計額を超える場合の超過額

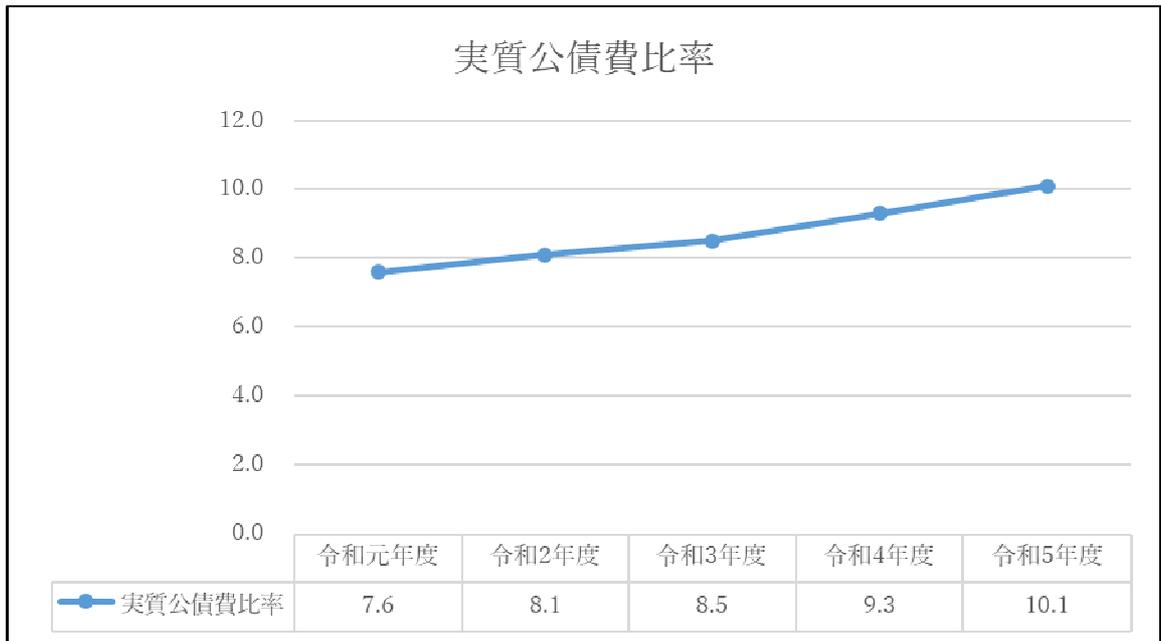
① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字会計の実質赤字の合計額

② 公営企業会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計

③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字会計の実質黒字の合計額

④ 公営企業会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計

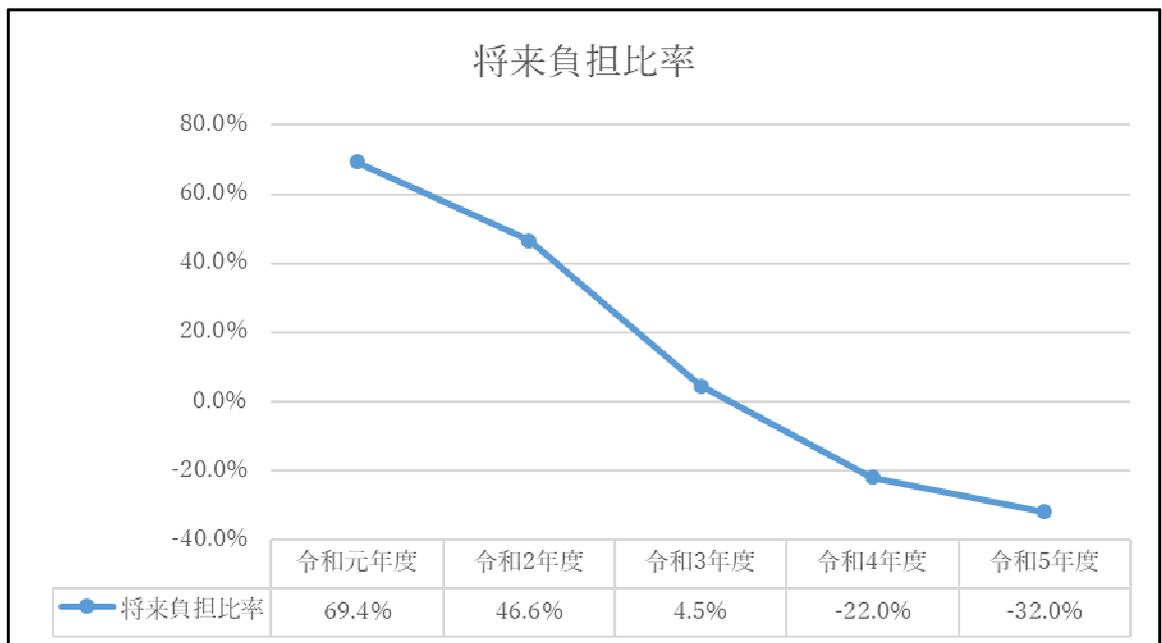
(3) 実質公債費比率



実質公債費比率は、次のとおり、公債費を財政規模に対する割合で表したものである。令和3年度から令和5年度までの3か年平均である実質公債費比率は10.1%で、前年度と比較し0.8ポイント悪化したものの、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均: \%)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(4) 将来負担比率



将来負担比率は、次のとおり、地方債等、現在の負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。

将来負担比率は前年度からさらに改善し、マイナスを維持している。

これは、主に近年堅調なふるさと応援基金等の充当可能基金額の確保や将来負担額の減少によるものである。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

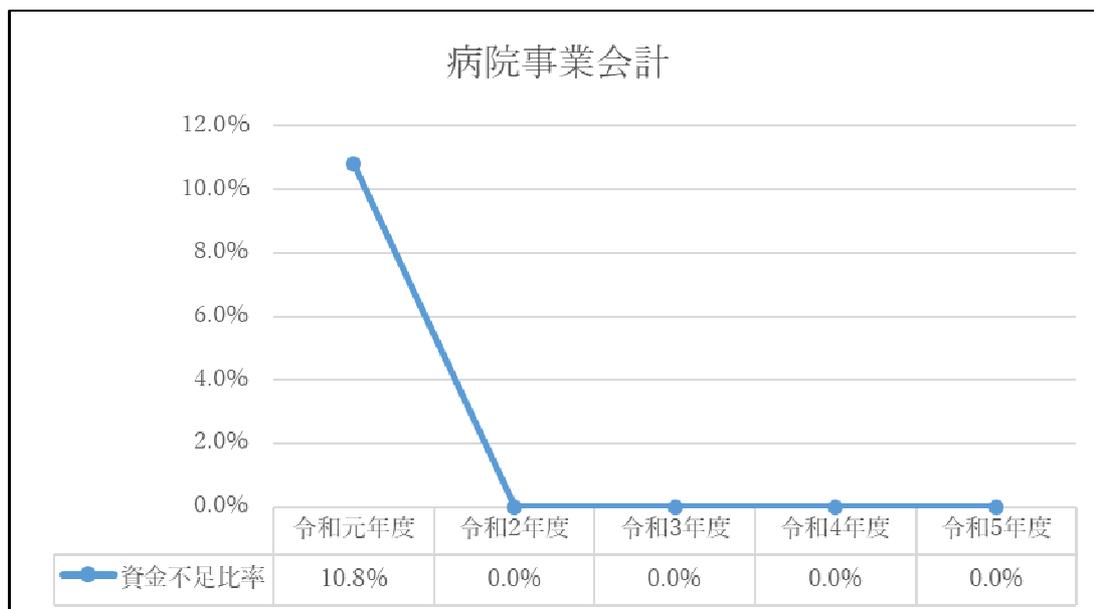
将来負担額：次の合計額

- ① 一般会計等の前年度末の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 市が設立した一定の法人の負債額等
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることのできる基金

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、次のとおり、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。



病院の資金不足比率は前年度に引き続き0.0%となり、資金不足を生じていない。なお、他の各事業会計についても、同じく資金不足を生じていない。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

資金不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるための地方債の残高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

事業規模 = 営業収益額 - 受託工事収益額